

令和6年第4回港区議会定例会 追加提出予定案件

港 区

令和6年第4回港区議会定例会追加提出予定案件一覧

追加議案7件

議案第102号	港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第103号	港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第104号	港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第105号	港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第106号	港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第107号	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第108号	令和6年度港区一般会計補正予算（第5号）	10

令和6年第4回港区議会定例会追加提出予定案件（概要）

議案第102号

【総務部総務課】

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区議会議員の議員報酬の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①議員報酬月額を次のとおり引き上げます。

- ・議長 91万1,400円 → 91万9,600円
- ・副議長 78万7,800円 → 79万4,900円
- ・委員長 65万6,200円 → 66万2,100円
- ・副委員長 62万8,800円 → 63万4,500円
- ・議員 61万6,700円 → 62万2,300円

②令和6年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

- ・12月支給分 2.00月 → 2.20月

③令和7年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.10月 (0.10)	2.10月 (0.10)	4.20月 (0.20)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和6年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

- ・4.00月 → 4.20月(0.20月)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和7年4月1日

【適用期日】

①については令和6年4月1日(現職に限り適用します。)

②については同年12月1日

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区長等の給料の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①給料月額を次のとおり引き上げます。

- ・区長 126万1,700円 → 127万3,100円
- ・副区長 101万4,600円 → 102万3,700円

②令和6年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

- ・12月支給分 2.00月 → 2.20月

③令和7年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.10月	2.10月	4.20月
(0.10)	(0.10)	(0.20)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和6年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

- ・4.00月 → 4.20月(0.20月)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和7年4月1日

【適用期日】

①については令和6年4月1日(現職に限り適用します。)

②については同年12月1日

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、教育長の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

給料月額を次のとおり引き上げます。

・94万2,700円 → 95万1,200円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和6年4月1日

※教育長の期末手当については、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の監査委員の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、常勤の監査委員の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

給料月額を次のとおり引き上げます。

・ 75万4,200円 → 76万1,000円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和6年4月1日

※常勤の監査委員の期末手当については、港区常勤の監査委員の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の給与の改定等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差11,029円(2.89%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和6年10月9日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、職員及び会計年度任用職員の給与の改定等を行います。

【条例改正の内容】

①職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げます。

【行政職給料表(一)における改定後の給料月額差額(例)】

モデルケース	級・号級	改定後給料月額差額
係員(22歳)	1級29号給	23,800円(12.1%)増
係員(30歳)	1級51号給	15,700円(6.9%)増
主任(41歳)	2級59号給	3,900円(1.3%)増

②令和6年度の医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を引き上げます。

・26万8,500円 → 27万5,700円

③給料表の適用がないパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を引き上げます。

④令和6年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管理職員	1.125月 (0.1)	2.15月 (0.1)	1.40月 (0.1)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.30月 (0.1)	2.50月 (0.1)	1.225月 (0.1)	2.35月 (0.1)
定年再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.05)	1.225月 (0.05)	0.6875月 (0.05)	1.325月 (0.05)
定年再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.05)	1.40月 (0.05)	0.60月 (0.05)	1.15月 (0.05)
会計年度任用職員	1.30月 (0.1)	2.50月 (0.1)	1.225月 (0.1)	2.35月 (0.1)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑤令和7年度以降の医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を引き上げます。

・27万5,700円 → 31万5,200円

⑥令和7年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.075月 (0.05)	1.075月 (0.05)	2.15月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.25月 (0.05)	1.25月 (0.05)	2.50月 (0.1)
定年再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6125月 (0.025)	0.6125月 (0.025)	1.225月 (0.05)
定年再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.70月 (0.025)	0.70月 (0.025)	1.40月 (0.05)
会計年度任用職員	1.25月 (0.05)	1.25月 (0.05)	2.50月 (0.1)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑦令和7年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.35月 (0.05)	1.35月 (0.05)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.175月 (0.05)	1.175月 (0.05)	2.35月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.6625月 (0.025)	0.6625月 (0.025)	1.325月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.575月 (0.025)	0.575月 (0.025)	1.15月 (0.05)
会計年度任用職員	1.175月 (0.05)	1.175月 (0.05)	2.35月 (0.1)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑧次のとおり扶養手当の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当の廃止及び子に係る手当の月額の上上げを段階的に行います。

	現 行	改正案		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者、パートナーシップ 関係の相手方	6,000円	4,000円	2,000円	廃 止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円

【施行期日】

①から④までについては公布の日、⑤から⑧までについては令和7年4月1日

【適用期日】

①から③までについては令和6年4月1日、④については同年12月1日

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与の改定等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差11,029円(2.89%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和6年10月9日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、幼稚園教育職員の給与の改定等を行います。

【条例改正の内容】

①給料月額を引き上げます。

【幼稚園教育職員給料表における改定後の給料月額差額(例)】

モデルケース	級・号級	改定後給料月額差額
教諭(22歳)	1級13号給	25,200円(12.1%)増
教諭(33歳)	1級53号給	9,500円(3.4%)増
主任教諭(44歳)	2級57号給	3,400円(0.9%)増

②令和6年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管理職員	1.125月 (0.1)	2.15月 (0.1)	1.40月 (0.1)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.30月 (0.1)	2.50月 (0.1)	1.225月 (0.1)	2.35月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.05)	1.225月 (0.05)	0.6875月 (0.05)	1.325月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.05)	1.40月 (0.05)	0.60月 (0.05)	1.15月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

③令和7年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.075月 (0.05)	1.075月 (0.05)	2.15月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.25月 (0.05)	1.25月 (0.05)	2.50月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6125月 (0.025)	0.6125月 (0.025)	1.225月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.70月 (0.025)	0.70月 (0.025)	1.40月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

④令和7年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.35月 (0.05)	1.35月 (0.05)	2.70月 (0.1)
管理職員以外の職員	1.175月 (0.05)	1.175月 (0.05)	2.35月 (0.1)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6625月 (0.025)	0.6625月 (0.025)	1.325月 (0.05)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.575月 (0.025)	0.575月 (0.025)	1.15月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

⑤次のとおり扶養手当の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当の廃止及び子に係る手当の額の引き上げを段階的に行います。

	現行	改正案		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
配偶者、パートナーシップ関係の相手方	6,000円	4,000円	2,000円	廃止
子	9,000円	9,500円	10,000円	10,500円

【施行期日】 ①及び②については公布の日、③から⑤までについては令和7年4月1日

【適用期日】 ①については令和6年4月1日、②については同年12月1日

議案第108号
令和6年度港区一般会計補正予算（第5号）

【企画経営部財政課】

【内容】

本案の概要は、別表のとおりです。

令和6年度港区一般会計補正予算（第5号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
1 議会費	714,467	9,694	724,161		9,694	1 議員人件費を計上 (1)報酬 9,694 (9,694)
2 総務費	37,456,597	236,597	37,693,194		236,597	1 職員人件費を計上 (1)特別職 (2)一般職員 (3)会計年度任用職員 236,216 (1,149) (125,435) (109,632) 2 委員人件費を計上 (1)常勤監査委員 381 (381)
8 教育費	27,264,488	475	27,264,963		475	1 職員人件費を計上 (1)特別職 475 (475)
歳出合計	189,775,804	246,766	190,022,570		246,766	

繰越金	246,766
-----	---------

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
2 総務費	37,693,194	10,501	37,703,695		10,501	1 地域の防災力の向上に要する経費を計上 (1)防災用品あっせん 1,014 (1,014) 2 質の高い行政サービスを楽しむことができる環境の整備に要する経費を計上 (1)芝地区住民記録事務 9,487 (9,487)
4 民生費	68,412,922	678,419	69,091,341	国庫支出金 200,539 都支出金 105,550 計 306,089	372,330	1 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進に要する経費を計上 (1)コミュニティバス等福祉事業 19,035 (14,358) (2)国庫支出金等過年度分償還金 (4,677) 2 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実に要する経費を計上 (1)高齢者等紙おむつ給付 81,273 (10,428) (2)高齢者無料入浴券給付 (3,324) (3)南青山一丁目福祉施設整備 (67,521) 3 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実に要する経費を計上 (1)介護給付・訓練等給付 225,453 (225,453) 4 特別な配慮の必要な子どもへの支援に要する経費を計上 (1)障害児通所支援事業 112,436 (112,436) 5 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進に要する経費を計上 (1)国庫支出金等過年度分償還金 104,318 (104,318) 6 子どもの権利擁護を重視した環境づくりに要する経費を計上 (1)児童福祉施設措置費等支弁 63,190 (63,190) 7 支援が必要な子どもと家庭を確実に支えるに要する経費を計上 (1)子ども医療費助成 72,714 (71,220) (2)ひとり親家庭等医療費助成 (1,494)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		補正額の説明
				特定財源	一般財源	
7 土木費	25,090,837	104,786	25,195,623	その他 104,786		1 交通まちづくりの推進に要する経費を計上 (1)コミュニティバス運行 103,286 (103,286) 2 快適な都心居住の実現に要する経費を計上 (1)子育て世帯等の定住促進支援 1,500 (1,500)
歳出合計	190,022,570	793,706	190,816,276	410,875	382,831	

国庫支出金	200,539
都支出金	105,550
繰入金	104,786
計	410,875

繰越金	382,831
-----	---------

2 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
待機児童解消施設賃借（芝公園二丁目）	令和7年度～令和10年度	49,060
健康管理システム改修	令和6年度～令和7年度	3,685
芝公園多目的運動場プール可動床制御操作盤等更新	令和6年度～令和7年度	2,860

議案第91号

令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	補正額の説明
3 国民健康 保険事業費 納付金	10,898,868	16,814	10,915,682	その他 16,814	1 介護納付金分納付金 16,814
5 諸支出金	72,525	5,000	77,525	その他 5,000	1 一般被保険者償還金及び還付金 5,000
歳出合計	26,670,607	21,814	26,692,421	21,814	

繰越金	21,814
-----	--------

補正予算補足資料

1 議案第90号 令和6年度港区一般会計補正予算（第6号）

（1）補正額の説明

（単位：千円）

款	事業名	補正前の額	補正額	計
総務費	防災用品あっせん	5,332	1,014	6,346
	区民が住宅等の浸水対策を行えるよう、容易に設置できる止水パネルのあっせん購入補助をします。			
	芝地区住民記録事務	394,999	9,487	404,486
	区民がマイナンバーカード等を使用して、申請書に必要な基本4情報（住所、氏名、性別、生年月日）を手書きで記入せずに済むよう、自動で印字できるシステム機器を導入します。			
民生費	コミュニティバス等福祉事業	164,261	14,358	178,619
	コミュニティバス乗車券の利用実績が当初の見込みを上回るため、乗車運賃の助成に要する経費を追加します。			
	国庫支出金等過年度分償還金	0	4,677	4,677
	社会福祉費に計上する事業に交付された都支出金について、令和5年度分の精算に伴う返還金を計上します。			
	高齢者等紙おむつ給付	262,271	10,428	272,699
高齢者世帯等に対する紙おむつの給付実績が当初の見込みを上回るため、給付に要する経費を追加します。				

(単位:千円)

款	事業名	補正前の額	補正額	計
民生費	高齢者無料入浴券給付	77,099	3,324	80,423
	公衆浴場の入浴料金の改定に対応するため、無料入浴券の給付に要する経費を追加します。			
	南青山一丁目福祉施設整備	1,049,128	67,521	1,116,649
	事業者が実施する地中障害物撤去工事等について、必要経費が当初の見込みを上回るため、負担金の支払に要する経費を追加します。			
	介護給付・訓練等給付	3,609,126	225,453	3,834,579
	障害者等に対する介護給付・訓練等給付の実績が当初の見込みを上回るため、給付に要する経費を追加します。 【特定財源】国庫支出金（障害者福祉費） 112,726千円 都支出金（障害者福祉費） 56,363千円			
	障害児通所支援事業	884,496	112,436	996,932
	障害児相談支援、通所支援等の給付実績が当初の見込みを上回るため、給付に要する経費を追加します。 【特定財源】国庫支出金（障害者福祉費） 56,218千円 都支出金（障害者福祉費） 28,109千円			
	国庫支出金等過年度分償還金	0	104,318	104,318
	児童福祉費に計上する事業に交付された国庫支出金等について、令和5年度分等の精算に伴う返還金を計上します。			
	児童福祉施設措置費等支弁	397,471	63,190	460,661
	児童福祉施設への措置費等が当初の見込みを上回るため、支払に要する経費を追加します。 【特定財源】国庫支出金（児童入所施設措置費等） 31,595千円			
	子ども医療費助成	1,682,177	71,220	1,753,397
子ども医療費助成の実績が当初の見込みを上回るため、助成に要する経費を追加します。 【特定財源】都支出金（高校生等医療費助成事業費） 21,078千円				

(単位:千円)

款	事業名	補正前の額	補正額	計
民生費	ひとり親家庭等医療費助成	59,274	1,494	60,768
	ひとり親家庭等医療費助成の実績が当初の見込みを上回るため、助成に要する経費を追加します。			
土木費	コミュニティバス運行	425,257	103,286	528,543
	コミュニティバスが安定的な運行を継続できるよう、芝、麻布東、麻布西、青山、高輪、芝浦港南ルート（現行の補助対象路線）の補助額を増額するとともに、新たに田町、赤坂ルートを補助対象路線に追加します。			
	【特定財源】繰入金（定住促進基金繰入金）			103,286千円
	子育て世帯等の定住促進支援	0	1,500	1,500
子育て世帯や若年夫婦世帯が良質な住宅を取得し、区に住み続けられるよう、住宅購入手続に要する費用の一部を補助します。				
【特定財源】繰入金（定住促進基金繰入金）			1,500千円	

(2) 債務負担行為補正の説明

(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
待機児童解消施設賃借（芝公園二丁目）	令和7年度～令和10年度	49,060
待機児童解消施設（芝公園二丁目保育室）の賃借期間が令和10年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
健康管理システム改修	令和6年度～令和7年度	3,685
予防接種等の情報照会に係るシステム改修が令和7年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
芝公園多目的運動場プール可動床制御操作盤等更新	令和6年度～令和7年度	2,860
芝公園多目的運動場プール可動床制御操作盤等の更新が令和7年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		

2 議案第91号 令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

(1) 補正額の説明

(単位:千円)

款	事業名	補正前の額	補正額	計
事業費 国民健康 保険 納付金	介護納付金分納付金	973,785	16,814	990,599
	介護納付金分納付金の支払に要する経費を追加します。 【特定財源】繰越金			16,814千円
諸支出金	一般被保険者償還金及び還付金	72,000	5,000	77,000
	一般被保険者保険料の還付に要する経費を追加します。 【特定財源】繰越金			5,000千円